

医療費の支払い(自己負担額)を抑えるために
☆限度額認定証をご利用ください☆

手術などでひと月分の医療費が高額になった場合、限度額認定証を提示することで、病院・薬局窓口などでの支払いが軽減できます。自己負担額は、患者さんの年齢と世帯の所得により異なります。

注意！！ 原則、事前の提示が必要になりますのでご注意ください。

70歳未満

所得区分	自己負担限度額
ア	252,600円+(総医療費 - 842,000円)×1%
イ	167,400円+(総医療費 - 558,000円)×1%
ウ	80,100円+(総医療費 - 267,000円)×1%
エ	57,600円
オ	35,400円

70歳以上

区分	自己負担限度額	
現役Ⅲ	252,600円+(総医療費 - 842,000円)×1%	
現役Ⅱ	167,400円+(総医療費 - 558,000円)×1%	
現役Ⅰ	80,100円+(総医療費 - 267,000円)×1%	
一般	外来(個人ごと)	入院と世帯合算
	18,000円	57,600円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

事前に提示がない場合

病院窓口では、一部負担金(1・2・3割)をお支払い頂きますが、加入している保険者に高額療養費の申請をすれば、自己負担限度額を超えた分が後日払い戻しされます。(※自己負担額は同じです。)申請には病院の領収書が必要になりますので、なくさずに保管してください。

マイナ保険証による限度額適用認定

マイナ保険証(健康保険証として利用できるよう登録を済ませたマイナンバーカード)では、限度額適用認定証の事前申請は不要となります。受付でマイナンバーカードの器械を使用する際に限度額適用認定証の使用許可を選択してください。

高額療養費制度についての問い合わせ先

【健康保険組合・協会けんぽ・船員保険の方】 (窓口交付は行っていません)

全国健康保険協会 各都道府県支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

【国民健康保険・後期高齢者医療制度の方】

市区町村役場、市民センター、各出張所の国民健康保険担当窓口

